平成２７年（再ロ）第１００１１号

東京都武蔵村山市大南３丁目37番地の21

再生債務者　八巻　幸治

1　決定年月日時　平成27年12月８日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年１月５日まで

4　一般異議申述期間　平成28年１月19日から平成28年２月９日まで

東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（再ロ）第３号

三重県鈴鹿市郡山町663番地の577

再生債務者　松島　敏哉

1　決定年月日時　平成27年12月８日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年１月５日まで

4　一般異議申述期間　平成28年１月12日から平成28年１月26日まで

津地方裁判所再生係

平成２７年（再ロ）第６号

千葉県松戸市八ケ崎１丁目51番地の43

再生債務者　安部　秀隆（旧姓姉歯）

1　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年１月７日まで

4　一般異議申述期間　平成28年１月14日から平成28年１月28日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第３号

埼玉県所沢市大字南永井19番地の１　エステスクエア所沢104　長田方

再生債務者　中村　彩里

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年12月１日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年１月４日まで

平成27年12月４日

さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（再ロ）第４０号

大阪府四條畷市田原台７丁目２番２―204号

再生債務者　秋口　和弥

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年11月26日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年１月５日まで

平成27年12月７日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再ロ）第２号

静岡県浜松市北区細江町中川3184番地の２

再生債務者　内山　純一

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年11月20日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年１月８日まで

平成27年12月８日

静岡地方裁判所浜松支部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第１００１６号

東京都大田区上池台５―29―13　ホープシャトーⅡ204

再生債務者　毛利　拓也

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年８月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年12月７日

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再ロ）第７号

京都市左京区岩倉中河原町215番地　グリーンコート洛北102（前住所）京都市左京区高野泉町17番地の35

再生債務者　野村　俊子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年12月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年12月７日

京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画取消

平成１７年（再ロ）第７号

北海道苫小牧市啓北町１丁目13番13号塚田アパート２階（住民票上の住所）北海道苫小牧市啓北町１丁目13番13号塚田アパート２階左（開始決定時の住所）北海道苫小牧市日吉町３丁目10番５号

再生債務者　佐久間誠子

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成18年２月22日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成27年12月７日

札幌地方裁判所苫小牧支部

企業年金基金清算結了公告

当企業年金基金は、平成27年12月４日近畿厚生局長の承認により清算を結了したので、確定給付企業年金法施行令第63条第２項に基づき公告します。

平成27年12月16日

大阪府寝屋川市木田元宮１丁目１番１号

エクセディ企業年金基金

清算人　諫早　和弓

企業年金基金清算人退任公告

当企業年金基金は、平成27年12月４日をもって清算結了の承認を受けたので、確定給付企業年金法施行令第59条により公告します。

1．清算人氏名　諫早　和弓

2．住所　京都府八幡市八幡柿ヶ谷14番地６号

平成27年12月16日

エクセディ企業年金基金

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十七年十二月十五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年六月十二日

掲載頁　五十八頁（号外第一三二号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年六月十二日

掲載頁　五十七頁（号外第一三二号）

平成二十七年十二月十六日

名古屋市中区栄二丁目六番一号ＲＴ白川ビル

（甲）ジャストファイナンス株式会社

代表取締役　江幡　幸久

名古屋市中区栄二丁目六番一号ＲＴ白川ビル

（乙）ベストクレジット株式会社

代表取締役　江幡　幸久

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により、東京テアトル株式会社（乙、本店　東京都中央区銀座二丁目二六番一号）のマンション管理事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

吸収分割当事会社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年三月二十七日

掲載頁　一五一頁（号外第七十号）

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

平成二十七年十二月十六日

東京都中央区八重洲一丁目二番一六号

株式会社東京建物アメニティサポート

代表取締役　矢内　良樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は平成二十八年一月二十日であり、組織変更後の商号は株式会社石丸とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年十二月十六日

高知県高知市布師田三五二番地四

合同会社名鶴

代表社員　浜口　純